

入 札 説 明 書

「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険

I	入札説明書	(頁)	1 ～ 5
II	提出書類等一覧表		6
III	入札書・委任状等		7 ～ 11
IV	入札参加申請書		12
V	入札に関する質問書		13
VI	誓約書		14

徳島県企業局

I 入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険
- (2) 業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 保険期間
令和8年10月15日（木）午後4時から
令和9年10月15日（金）午後4時まで

2 入札参加者に必要な資格について

次の条件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であり、営業種目「保険」中、営業品目「損害保険（自動車保険を除く）」で登録されている者であること。
- (3) (2)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 金融商品取引法第66条の27の規定により、登録を受けた信用格付業者のいずれかにより、入札公告日直近の格付において、A等級以上の格付（保険財務格付）を得ている者であること。
- (5) 入札しようとする業務の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者であること。
- (6) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付について

徳島県ホームページよりダウンロードする。

なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

(1) この入札についての問い合わせ先

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

電話番号 088-621-3238

ファクシミリ番号 088-621-2877

電子メールアドレス keieikakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問い合わせについての受付

問い合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、送信後は必ず電話で受信確認の連絡を行うこと。

なお、期間については令和8年9月8日（火）午後5時までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

(3) 回答の通知方法

問い合わせの内容及び問い合わせに対する回答は、徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて公開するものとする。

5 応札仕様書等について

(1) 提出書類

本件入札に参加しようとする者は、次の書類を、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。提出された書類等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、徳島県企業局から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 入札参加申請書(様式1)

イ 応札仕様書(様式2)

入札しようとする業務の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等

ウ 格付等確認書類

2(4)で示した入札参加資格が確認できる書類

エ 誓約書

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年9月11日（金）午後5時

イ 提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

ウ 提出方法

直接持参

(3) 応札仕様書等の審査の結果を、書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

6 入札手続等について

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ア 日時
令和8年9月16日（水）午前10時
- イ 場所
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁6階 企業局会議室
- ウ 入札書の提出方法
直接持参

(2) 入札の方法等

- ア 入札の方法
「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険業務（保険料）の総価で行う。
- イ 入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式（入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
 - (ア) 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
 - (イ) 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。
 - (ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険業務（保険料）の総価を記載すること。
金額の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、保険料については非課税であることから、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった保険料を入札書に記載すること。
 - (エ) 「業務名」は、明確に記載すること。
 - (オ) 入札参加者は、入札説明書に記載された内容、仕様書及び徳島県企業局の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
 - (カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
 - a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
 - b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。
 - (キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ウ 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。再入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができるものとする。

再入札を行う場合において、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- イ 記名のない入札
- ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - (ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - (イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
 - (ウ) 「業務名」の記載のないもの又は記載を誤ったもの
 - (エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
 - (オ) 入札の年月日（日付）の記載のないもの又は記載を誤ったもの
- エ 同一事項に対してした2通以上の入札
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- キ 郵便によりした入札
- ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及び入札説明書に示した特質等に適合すると認められたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定通知を受けた日から起算して5日以内に保険業法に基づく落札者所定の契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契

約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約を担当する機関

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企業局経営企画課 管財担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類等一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類等一覧表

1 応札仕様書等提出時

応札仕様書等はまとめてクリップ等で留めておくこと。

(1) 入札参加申請書 1部

入札説明書「2 入札参加者に必要な資格について」(1)から(4)、(6)及び(7)の条件を満たす者であることを届け出る書面であること。

(2) 応札仕様書 1部

入札しようとする業務の仕様が、仕様書で示した特質等に適合することを証明する書面であること。なお、保険内容が確認できる書類(保険内容明細書等)を添付すること。

(3) 格付等確認書類 1部

入札説明書「2 入札参加者に必要な資格について」(4)の条件を満たす者であることが確認できる書類であること。

(4) 誓約書 1部

徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていないことを確認するため、記名の上、提出すること。

(他の入札等に際して既に徳島県企業局に提出済みの場合は省略可)

※上記(1)～(4)をクリップ等で留め、提出すること。

2 入札時

(1) 入札書及び封筒 1通

(2) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1通

入札書については、コピー等を行って、再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

※入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

入 札 書

入札金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

入 札 件 名 「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険

入 札 保 証 金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県企業局長 殿

代表者※1本人が
入札を行う場合

入 札 書

入札金額

「¥マーク」を付すこと
(無い場合は無効)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

入 札 件 名 「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険

入 札 保 証 金 免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの など

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和8年9月16日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

住 所

徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

※役職名の記載が無い
場合又は申請時の
役職名と異なる記載
の場合は無効(含個人
事業者)

氏 名

代表取締役 徳島 太郎

※1 代表者 ここでいう代表者は、入
札 参加資格申請時に、本県との取
引に係る一切の権限を委任する委任
状の提出がない事業者はその法人
代表者または個人事業者となり、上
記委任状の提出がある事業者は委任
を受けた者となります。

徳島県企業局長 殿

代理人※2が入札を行う場合
(※2この入札に関する一切
の権限を委任された者)

入 札 書

入 札 金 額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇

「¥マーク」を付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの (「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの など

入 札 件 名

「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険

入 札 保 証 金

免除

県に登録済みの
住所・会社名・代表者役職・氏名を
記入してください。

※役職名の記載が無い場合又は申
請時の役職名と異なる記載の場合
は無効(含個人事業者)

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和8年9月16日

住 所

徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社

名

代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代 理 人

住所

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名

阿波 次郎

代理人の住所・氏名は
委任状と同じ内容で
あること

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和〇年〇月〇〇日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社住
所、会社名（支社・支店名等）を記載
することでも可。

・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎 を代理人とし、
徳島県企業局が令和8年9月16日に執行する『「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保
険』の入札に関する一切の権限を委任します。

様式 1

入札参加申請書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

当社は、令和 8 年 9 月 1 6 日に実施される『「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険』の入札に参加します。

現時点において、次のすべての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号)第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業種目「保険」中、営業品目「損害保険(自動車保険を除く)」で登録されている者であること。
- (3) (2) の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有するもの、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 金融商品取引法第 6 6 条の 2 7 の規定により、登録を受けた信用格付業者のいずれかにより入札公告日直近の格付において、A 等級以上の格付(保険財務格付)を得ている者であること。
- (5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (6) 徳島県暴力団排除条例(平成 2 2 年徳島県条例第 4 0 号)第 6 条に規定する排除の対象となっていない者であること。

入札に関する質問書

令和 年 月 日

業務名： 「マリンピア沖洲太陽光発電所」に係る損害保険

住所

氏名

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

誓約書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札(指名競争入札)に参加するにあたり、次に該当しないことを誓います。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ)もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であること、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

○暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 1 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 2 有資格者等及びその役員が、暴力団員又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えられたと認められるとき。
- 3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。